

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	東温市

東温市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東温市産業建設部農林振興課
所在地 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1
電話番号 089-964-4409
F A X 番号 089-964-4447
メールアドレス nourinshinkou@city.toon.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛媛県東温市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,371 千円 4.28ha
	麦類、野菜	数値として把握できていないが、中山間及び山沿いで食害が報告されている。
ニホンザル	水稲、野菜、果樹	数値として把握できていないが、中山間及び山沿いで食害が多く報告されている。
ニホンジカ	水稲、森林	数値として把握できていないが、東温市北部の被害の報告が多い。

(2) 被害の傾向

イノシシ	東温市の山間部ほぼ全域に生息しており、依然として通年被害が発生している。特に7月から9月にかけての水稲の食害及び踏み倒しの被害が多く報告されているほか、麦の踏み倒し、野菜の食害が発生している。
ニホンザル	東温市の山間部ほぼ全域に生息しており、通年で出没・被害の報告がある。水稲、野菜、果樹の収穫期において散発的な食害があり、農家の生産意欲を削ぐ大きな要因となっている。 また、中山間地の住居や学校付近に出没しており、人的被害の発生も懸念される。
ニホンジカ	東温市の北側に生息していたが、近年平野部でも目撃情報が入ってくるようになり、東部での捕獲も報告されている。数値として把握できていないが、水稲の食害があるほか、苗木の食害、樹木の剥皮被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害金額)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	1,371 千円	1,234 千円
ニホンザル	—	中山間地での捕獲強化を行い、農作物及び人的被害を減らす
ニホンジカ	—	中山間地での捕獲強化を行い、農作物及び樹木被害等を減らす
合計	1,371 千円	1,234 千円
指標 (被害面積)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	4.28ha	3.85ha
ニホンザル	—	中山間地での捕獲強化を行い、農作物及び人的被害を減らす
ニホンジカ	—	中山間地での捕獲強化を行い、農作物及び樹木被害等を減らす
合計	4.28ha	3.85ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																				
捕獲等に関する取組	<p>○有害鳥獣捕獲事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施区域 東温市全域 ・駆除費 駆除許可 30日当り 1千円 ・焼却施設処理手数料 手数料の内 100円を超える額 ・捕獲奨励金 ニホンザル 1頭 20,000円 イノシシ, ニホンジカ 1頭 15,000円 ・過去捕獲実績 (単位:頭) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>イノシ</th> <th>ニホンザル</th> <th>ニホンジカ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>352</td> <td>94</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>312</td> <td>110</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>194</td> <td>28</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は12月26日時点。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去事業費 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲奨励金</th> <th>左のうち 県補助金</th> <th>駆除費</th> <th>焼却施設 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>13,224</td> <td>2,615</td> <td>768</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>11,184</td> <td>2,392</td> <td>653</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>9,107</td> <td>3,259</td> <td>515</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は12月26日時点。</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (国費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施区域 東温市全域 ・捕獲奨励金 	年度	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ	R3	352	94	332	R4	312	110	224	R5	194	28	339	年度	捕獲奨励金	左のうち 県補助金	駆除費	焼却施設 手数料	R3	13,224	2,615	768	—	R4	11,184	2,392	653	54	R5	9,107	3,259	515	59	有害鳥獣捕獲従事者の高齢化が進んでおり、今後、新たな狩猟者の確保が課題である。
年度	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ																																			
R3	352	94	332																																			
R4	312	110	224																																			
R5	194	28	339																																			
年度	捕獲奨励金	左のうち 県補助金	駆除費	焼却施設 手数料																																		
R3	13,224	2,615	768	—																																		
R4	11,184	2,392	653	54																																		
R5	9,107	3,259	515	59																																		

	<p>イノシシ、ニホンジカ 成獣 1頭 8,000円 (うち市費 1,000円) 成獣(搬入) 1頭 8,000円 幼獣 1頭 1,000円</p> <p>ニホンザル 成獣 1頭 8,000円 幼獣 1頭 1,000円</p> <p>・過去実績 (単位:頭)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">イノシシ</th> <th colspan="2">ニホンザル</th> <th colspan="3">ニホンジカ</th> </tr> <tr> <th>成獣</th> <th>搬入</th> <th>幼獣</th> <th>成獣</th> <th>幼獣</th> <th>成獣</th> <th>搬入</th> <th>幼獣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>161</td> <td>12</td> <td>51</td> <td>48</td> <td>5</td> <td>179</td> <td>52</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>145</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>41</td> <td>6</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>71</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>275</td> <td>0</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は12月26日時点。</p> <p>・過去事業費 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲 奨励金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>3,134</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,770</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2,956</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市負担分を除く ※令和5年度は12月26日時点。</p>	年度	イノシシ			ニホンザル		ニホンジカ			成獣	搬入	幼獣	成獣	幼獣	成獣	搬入	幼獣	R3	161	12	51	48	5	179	52	18	R4	145	0	60	41	6	159	0	18	R5	71	0	13	19	2	275	0	21	年度	捕獲 奨励金	R3	3,134	R4	2,770	R5	2,956	
年度	イノシシ			ニホンザル		ニホンジカ																																																
	成獣	搬入	幼獣	成獣	幼獣	成獣	搬入	幼獣																																														
R3	161	12	51	48	5	179	52	18																																														
R4	145	0	60	41	6	159	0	18																																														
R5	71	0	13	19	2	275	0	21																																														
年度	捕獲 奨励金																																																					
R3	3,134																																																					
R4	2,770																																																					
R5	2,956																																																					
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○農作物鳥獣害防止対策推進事業 ・実施区域 東温市全域 ・補助率 1/2 以内 (上限 5 万円) ・補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助金 合計</th> <th>件数</th> <th>防護柵 延長計</th> <th>受益 面積計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>931 千円</td> <td>23</td> <td>5.1km</td> <td>13.0ha</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>822 千円</td> <td>19</td> <td>4.4km</td> <td>5.3ha</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>439 千円</td> <td>8</td> <td>1.9km</td> <td>2.7ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は12月26日時点。</p> <p>○鳥獣害防止施設整備事業 (県補助) ・実施区域 東温市全域 ・補助率 1/2 以内 (県補助 1/3 以内) ・補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>補助金 合計</th> <th>件数</th> <th>防護柵 延長計</th> <th>受益 面積計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>400 千円</td> <td>1</td> <td>1.2km</td> <td>2.1ha</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>442 千円</td> <td>1</td> <td>1.1km</td> <td>1.5ha</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	年度	補助金 合計	件数	防護柵 延長計	受益 面積計	R3	931 千円	23	5.1km	13.0ha	R4	822 千円	19	4.4km	5.3ha	R5	439 千円	8	1.9km	2.7ha	年度	補助金 合計	件数	防護柵 延長計	受益 面積計	R3	400 千円	1	1.2km	2.1ha	R4	442 千円	1	1.1km	1.5ha	R5	-	-	-	-	<p>農業者個人単位での対策が中心だが、今後は、地域単位での面的な侵入防止にも取り組む必要がある。</p>												
年度	補助金 合計	件数	防護柵 延長計	受益 面積計																																																		
R3	931 千円	23	5.1km	13.0ha																																																		
R4	822 千円	19	4.4km	5.3ha																																																		
R5	439 千円	8	1.9km	2.7ha																																																		
年度	補助金 合計	件数	防護柵 延長計	受益 面積計																																																		
R3	400 千円	1	1.2km	2.1ha																																																		
R4	442 千円	1	1.1km	1.5ha																																																		
R5	-	-	-	-																																																		
<p>生息環境管理その他の取組</p>																																																						

(5) 今後の取組方針

東温市における有害鳥獣対策としては、捕獲による個体数調整と侵入防止施設の整備を実施してきたが、今後はこれらの対策と併せて地域住民を中心とした環境整備による鳥獣被害に強い集落づくりを推進し、総合的な鳥獣被害防止対策を進めていく。

また、有害鳥獣捕獲に従事する者が減少する中、有害鳥獣捕獲に必要となる狩猟免許の取得支援等により、新たな担い手の確保を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

東温市では、合併前の旧町を単位とした松山猟友会の2つの支部会員で有害鳥獣捕獲に取り組んでおり、地元住民から依頼を受けた猟友会会員が捕獲を実施する体制が整備されている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6～R8	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	狩猟免許取得を促進し、狩猟者の確保、育成を図るため、制度の周知を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画の捕獲目標33,000頭、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の捕獲目標11,000頭及び第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画の加害群の加害レベル合計値を半減させるという目標を踏まえ、猟友会会員と連携して捕獲を行うものとし、近年の有害鳥獣捕獲頭数及び被害状況を勘案して決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	360頭	360頭	360頭
ニホンザル	130頭	130頭	130頭
ニホンジカ	370頭	370頭	370頭

捕獲等の取組内容

捕獲については、引き続き市内全域にて銃器・わなを用いた捕獲を実施するとともに、猟友会会員と連携して安全性が高く効率的な捕獲を実施できるよう協議・検討を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵 ワイヤーメ 7.0 km ツシュ柵	電気柵 ワイヤーメ 7.0 km ツシュ柵	電気柵 ワイヤーメ 7.0 km ツシュ柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	侵入防止策の維持管理に係る指導	侵入防止策の維持管理に係る指導	侵入防止策の維持管理に係る指導

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

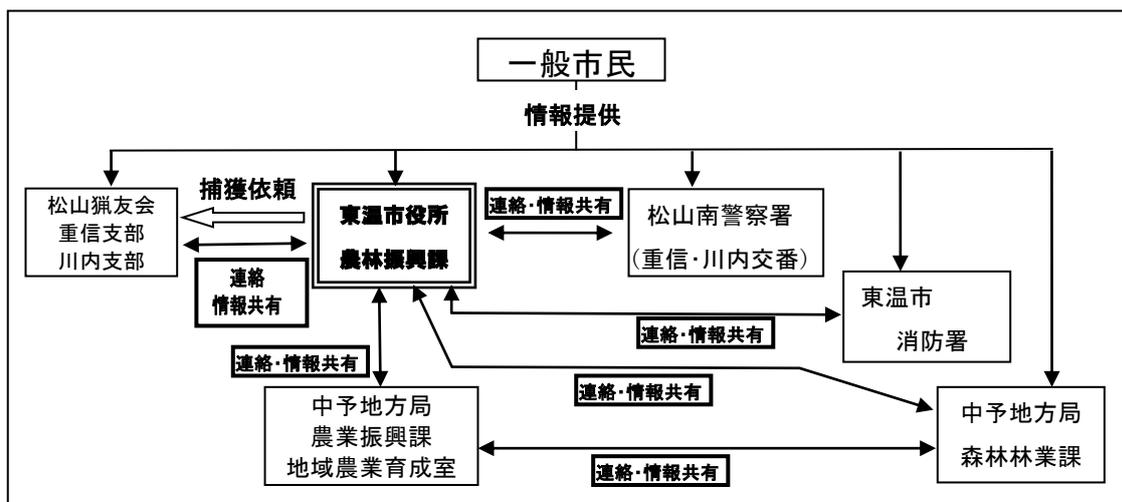
年度	対象鳥獣	取組内容
R6~R8	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<p>農林水産省及び愛媛県が発信している有害鳥獣対策情報を活用し、鳥獣の生態等を踏まえた効果的な侵入防止柵の設置方法及び適切な維持管理等について普及啓発を行う。</p> <p>また、集落内点検や農地周辺の草刈り等、集落環境整備については、他事業による集落活動の支援等も含め、推進していく。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
東温市役所	関係機関への情報提供・連絡 市民への周知・安全確保 内部関係各課での調整・連携
東温市消防署	関係機関への情報提供・連絡 市民への注意喚起・安全確保
中予地方局農林水産振興部森林林業課	関係機関への情報提供・連絡 有害鳥獣の捕獲等対応への指導
中予地方局農林水産振興部 農業振興課地域農業育成室	関係機関への情報提供・連絡
松山猟友会 重信支部・川内支部	各関係機関への情報提供・連絡 追い払い、捕獲の実施
松山南警察署 (重信交番・川内交番)	関係機関への情報提供・連絡 市民への注意喚起・安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルは、埋設又は焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東温市農作物等鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東温市産業建設部農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
松山猟友会重信支部 松山猟友会川内支部	有害鳥獣捕獲の実施、有害鳥獣関連情報の提供、農林業者に対する狩猟免許取得の奨励
えひめ中央農業協同組合 松山市農業協同組合	農業者からの被害情報の収集、現地調査、営農指導、被害防止対策の普及推進
愛媛県農業共済組合 松山支所	農業者からの被害情報の収集、防止対策の普及推進
松山流域森林組合	林業者からの被害情報の収集、被害防止対策の普及促進
東温市農業委員会	鳥獣被害の実態把握、耕作放棄地の調査
中予地方局農林水産振興部 農業振興課地域農業育成室	有害鳥獣関連情報の提供 被害防止技術の情報提供及び技術指導
中予地方局農林水産振興部 森林林業課	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 1 月 28 日設置。
東温市職員 8 名程度で構成し、有害鳥獣の個体数調整等に関する事、被害防止に係る情報の収集及び分析、被害防止技術等の向上及び普及指導を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止には、地域が一体となり取り組むことが必要となることから、愛媛県が情報発信している有害鳥獣被害防止対策及び鳥獣の食材利用等に関する情報を活用しながら、市民に対する普及啓発に努めたい。
また、鳥獣被害に関する情報を関係機関と共有し、有効な対策を取り入れていく。